

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第13号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(港湾環境整備施設使用料)</p> <p>第8条の6 略</p> <p>2 条例別表の1の表11の項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>学齢に達しない者、児童及びこれらに準ずる者</u></p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</u></p> <p>(3) <u>都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の市長が交付した療育手帳に本人として記載されている者</u></p> <p>(4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されている者</u></p> <p>(5) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者</u></p> <p>(6) <u>児童福祉法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者</u></p> <p>(7) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者</u></p> <p>(8) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者</u></p> <p>(9) <u>難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療受給者証の交付を受けている者</u></p> <p>(10) <u>第2号から前号までに掲げる者の介護者（パークゴルフ場の利用に</u></p>	<p>(港湾環境整備施設使用料)</p> <p>第8条の6 略</p>

ついて必要な介護者に限る。)

(11) 保護施設、児童福祉施設及び老人福祉施設の在籍者であって当該施設の職員が引率の上入場するもの並びに当該在籍者を引率して入場する当該職員

(12) 前各号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めた者

3 前項第2号から第9号までに掲げる者は、入場（回数券により利用する場合にあつては、回数券の購入及び入場。第5項において同じ。）の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医療受給者証又は登録者証を提示しなければならない。

4 前項の規定による提示は、同項に規定する手帳、医療受給者証又は登録者証の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。

5 第2項第11号に掲げる者は、入場の際、当該施設の在籍者又は職員であることを証明するに足りる書類を提示しなければならない。

別表第2（第8条の6関係）

- 1 略
- 2 略

種類	金額
440円券（11枚）	4,400円（第8条の6第2項各号に掲げる者が利用する場合にあつては、2,200円）

別表第2（第8条の6関係）

- 1 略
- 2 パークゴルフ場を回数券により利用する場合の使用料

種類	金額
400円券（11枚）	4,000円

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までにパークゴルフ場に係る回数券を購入し、この規則の施行の日以後当該回数券によりパークゴルフ場を利用する者の使用料の額については、改正後の香川県港湾管理条例施行規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。